

地域外からの 担い手の 参入等に関する 事例集

令和8年6月
九州農政局
経営・事業支援部
担い手育成課



はじめに

令和7年4月末時点における地域計画の策定状況が昨年9月に公表されました。これによると、九州管内では、地域計画区域内の農地面積の約3割において、将来の受け手が位置付けられていないことが明らかとなりました。

このことは、将来の農地を担う経営体の不足が深刻化していることを示しており、担い手の確保が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本事例集では、地域計画を実現するうえで受け手が確保されていない農地を解消するための取組に着目し、地域外からの新規参入などにより担い手確保を進めている事例を収集・整理しました。

本事例集が、今後の農業経営の発展や地域計画の実効性向上に向けた担い手確保の取組を検討する際の一助となれば幸いです。

目次

A 地域外の農業法人等の参入

- ◆ 生産規模の拡大を求め他市町村に参入 (株)カラーリングファーム (福岡県 久留米市) 1

B 企業等の農業参入

- ◆ 県・市・企業が連携した施設園芸の参入モデル (株)橋本農園 (佐賀県 佐賀市) 3
- ◆ 香料の製造販売会社が国産原料を確保するため農業参入 小川香料おおいた佐伯農場(株) (大分県 佐伯市) 5
- ◆ 乾燥野菜等 (一次加工用) の原料を確保するため運送業から参入 (株)オキス (鹿児島県 鹿屋市) 7

C 集落営農の連携・合併

- ◆ 中山間地域の7集落を束ねた広域法人の設立 (株)北山神水川ファーム (佐賀県 佐賀市) 9
- ◆ 地域の農地を守るために3つの農事組合法人が合併 (農)アグリストあじむMIRAI (大分県 宇佐市) 11

D 行政やJA等による新規就農者確保の取組

- ◆ 耕作放棄地を自ら開墾して新規就農 (株)扇会 (長崎県 雲仙市) 13
- ◆ 農業師匠制度による新規就農者の育成 阿蘇地域農業振興協議会 (熊本県 阿蘇地域振興局管内) 15
- ◆ 既存事業を活用した新規就農者の育成 鎌守芳寿 (個人) (熊本県 宇土市) 17
- ◆ JA×行政機関×地域農業者が一体的に新規就農者を支援 山鹿市担い手育成総合支援協議会 (熊本県 山鹿市) 19

E 農地中間管理機構による担い手確保の取組

- ◆ 中間保有機能を活かした担い手確保の取組 佐賀県農地中間管理機構 (佐賀県全域) 21
- ◆ スタンバイ農地事業による新規就農者支援 宮崎県農地中間管理機構 (宮崎県全域) 23



榎原代表取締役

経営概要

平成23年法人設立

■ 経営規模

久留米市:ラディッシュ1.5ha、小松菜1.3ha、
ほうれん草3.7ha

加工品:ラディッシュのピクルス等

朝倉市:ラディッシュ0.8ha、ほうれん草0.6ha

■ 従業員

22名(正社員5名、他パート、技能実習生)

■ これまでの経緯

平成16年 親元就農

平成17年頃 経営継承

平成23年 カラーリングファーム設立

平成29年 有機栽培開始

令和3年 有機JAS取得

令和6年 GLOBALG.A.P認証を取得

令和7年 朝倉市久喜宮地区にハウスを建設、
栽培開始

① 親元就農の後、経営を受け継ぎ法人化

- 代表取締役の榎原氏は、大学卒業後、1年間オランダで園芸農業を学んだ後、親元に就農。その後、経営を継承した。
- 規模拡大を進めている中、平成23年に法人化。従業員の確保に向けた雇用環境の整備と融資に対応した信用力の強化を行った。



(株) カラーリングファーム全景

② 生産量の減少による有機栽培への転換

- (株)カラーリングファーム設立当初は、慣行栽培を行っていたが、農薬の効果低下等による収量悪化が顕著となっていたことに加え、農業分野でも環境保全が重要との認識に至り平成29年に有機栽培へ転換した。
- 技術面では、栽培技術等のコンサルティングを行う(株)果実堂テクノロジーからの支援を受け、それまで感覚で行っていた水分管理や施肥について、土壌分析による施肥設計を導入するなど管理を徹底した。
- 有機栽培への転換により、資材コスト(肥料・農薬等)の低減を実現するとともに、新たな取引先(生協等)を確保し、直接販売により販売単価が向上した。

③ 度重なる水害により他地域への参入を検討

- 平成29年から4年連続で水害による売上減少に直面。当時、収益確保に向けて規模拡大を模索していたが、近隣での農地確保は難しく地形的にも水害に弱い地域であったため市外に農地を探すことを検討していた。
- (株)カラーリングファームを含む被災地域の園芸農家は、こういった地域の現状を鑑みて農地の確保を県に要請した。

④ 関係機関の取組

福岡県

機構へ県職員を派遣

- 要請を受けた県は、担い手への農地の集積・集約化を主な業務としている福岡県農業振興推進機構(以下、「機構」という。)に県技術職員5名(農業土木職3名、農業職2名)を派遣し、機構に農地利用調整戦略室を設置。県内の農地の集積・集約化に取り組む。

福岡県農業振興推進機構

(株)カラーリングファームの参入に当たっては、機構が地権者との調整や朝倉市長への方針説明、参入予定農家との協議等、朝倉市杷木久喜宮地区において円滑な参入に向け支援した。

○朝倉市久喜宮地区への提案(令和4年5月)

- 機構は、朝倉市久喜宮地区では、高齢化が進み今後の担い手の確保が重要であるとして、久喜宮地区の土地改良区に対し、担い手の確保に係る事業への取組を提案し、7月には事業の取組について合意を得た。

○(株)カラーリングファームへ参入予定地を紹介(令和4年5月)

- 機構は、県普及センターと連携し、(株)カラーリングファームを含む被災地域の園芸農家に市外の参入予定地を紹介するとともに、参入意向等に関する調査を実施したところ、6名の農家が参入意向を示した。

○市長と面談(令和4年6月)

- 機構は、一部入植者を市外の法人等に求める方針を市長に説明し協議。理解を得た上で基盤整備のための予算の確保についても要請した。

○意向調査を実施(令和4年7月)

- 土地改良区と機構が連携して、今後の農地利用について土地改良区の受益農地全地権者に対しアンケート調査(自身で耕作するのか、貸借相手の希望等)を実施した。

○農地中間管理事業説明会開催(令和4年7月:地権者へ)

- 入植者への農地の利用調整を行う農地中間管理事業と地域の基盤整備を行う農地耕作条件改善事業を併せた全体の取組について説明した。

○農地中間管理事業契約会開催(令和5年8月:参入法人へ)

- (株)カラーリングファームとの賃借権の設定にかかる契約会を実施した。

○参入予定地で試験栽培を実施

- 機構は、県普及センター協力の下、参入予定地で(株)カラーリングファームによる試験栽培を1年間実施するなど、参入実現まで支援した。

県・市・企業が連携した施設園芸の参入モデル

① 参入の経緯

- 橋本氏は、園芸設備の製造・販売を手掛ける(株)誠和(栃木県)の研修施設(トマトパークアカデミー)で平成30年から1年間研修。
- その後、令和元年(株)誠和に就職し、子会社である(株)トマトパーク栃木、(株)トマトパーク徳島の立ち上げに携わり、栽培管理や労務管理を担当。(株)トマトパーク徳島では4年目から2年間、経営者としての経験を積んでいる。
- その後、(株)誠和から佐賀市での独立就農の打診を受けた橋本氏は、県佐城農業振興センターに施設整備の補助金活用等について相談。施設整備は、国の補助事業(強い農業づくり総合支援交付金)を活用した。(令和6年7月交付決定→令和7年7月竣工(栽培棟1.23ha、管理棟0.14ha))



栽培棟内部



管理棟内部



出荷されるミニトマト

- (株)橋本農園は、整備したハウスで清掃工場の余熱や排出されたCO₂を活用した資源循環型施設園芸に取り組む。(令和8年に市の清掃工場から排出されるCO₂を取り込む配管の整備、翌年に熱源のパイプラインを整備する予定)



橋本代表取締役

経営概要

令和7年2月法人設立

■ 経営規模 ミニトマト1.2ha

■ 従業員 18名勤務(正社員5名)

■ これまでの経緯

平成29年 親元就農(露地野菜)

平成30年 トマトパークアカデミーで研修

令和元年 (株)トマトパーク栃木就職

令和2年 (株)トマトパーク徳島へ転籍

令和7年 補助金活用し、ハウス完成・営農開始

サポート企業の概要

■ 株式会社 誠和(栃木県下野市)

■ 昭和46年設立

■ 事業内容

施設園芸用の環境制御機器、養液栽培システム、省エネ・省力機器の製造販売等

■ 系列研修施設

(株)トマトパーク栃木、(株)トマトパーク徳島

② (株)橋本農園の参入への(株)誠和の取組

- ・(株)誠和は、(橋本氏が考えていた)トマト栽培に必要な条件(土地の広さや日照時間、地下水の水質等)を満たす場所(佐賀市)を参入先として紹介した。
- ・他にも、施設整備のための補助金の申請方法等の指南や大型施設栽培に必要な資材の調達先(海外からの輸入)を紹介するなど橋本氏の農業参入を後押しした。

③ (株)橋本農園の参入への佐賀県の取組

○企業・法人参入推進チームを設置

- ・佐賀県では、農家所得の確保・向上が見込める園芸農業の振興に生産者をはじめ、県、市町が一体となって取り組み、園芸農業算出額888億円へ伸ばすことを目標とした「さが園芸888運動」を展開。
- ・令和4年に県農業経営課に「企業・法人参入推進チーム」を設置。
- ・チームが関わって参入した企業を「さが園芸888パートナー企業」として登録。(株)橋本農園は、第1号の登録企業。これまで6社が登録されている。
- ・企業ごとに「パーマナント職員」を設置しており、参入決定時に相談窓口を担当した職員が異動後もサポートを行う。参入プランに関する相談から補助事業の紹介、営農開始後の悩み事にも対応している。

○企業・法人参入を幅広くサポートするワンストップ窓口を設置

- ・県は、企業向けに農業参入のワンストップ窓口を同課に設置するなど、県農業公社や関係機関と連携して支援体制を構築。農地の貸借から施設・機械導入、技術習得まで幅広い相談に対応している。

○農地見学会「Open Farmland in Saga！」を開催

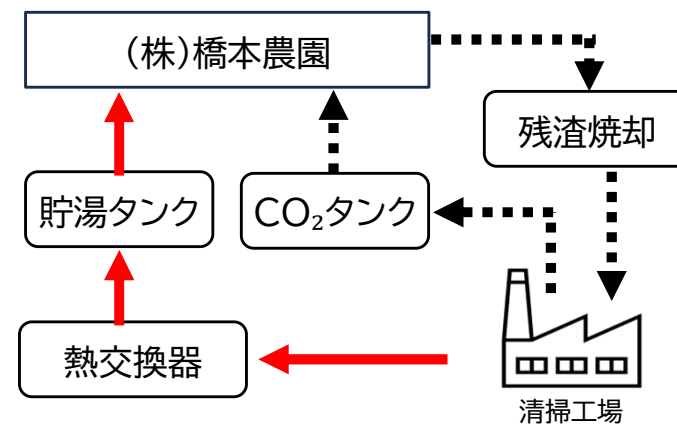
- ・その他、県は、地権者同意済みのまとまった農地を確保し、企業等に紹介するツアーを開催するなど、企業の農業参入を後押ししている。



令和6年多久市3地区(計32.7ha)
令和7年嬉野市4地区(計18.6ha)
唐津市1地区(8.1ha)
みやき町1地区(10.5ha)
玄海町1地区(2.9ha)
有田町1地区(3.2ha)
佐賀市2地区(22.3ha)

④ (株)橋本農園の参入への佐賀市の取組

- ・佐賀市は、2016年より清掃工場由来の資源やエネルギーを活用した事業を進める中で(株)誠和と協定を結び循環型エネルギー活用のソフトを開発した。
- ・市は、清掃工場から排出される熱やCO₂を利用するグリーン化推進戦略を進めるため、清掃工場周辺への事業進出用地を地権者と調整し、様々な企業を誘致。
- ・(株)橋本農園は、この土地を借受けハウスを建設し、清掃工場の余熱を熱源に利用するなどSDGsに対応した施設園芸を実現する。



- ・清掃工場の余熱を熱源に交換
 - ・CO₂供給によるカーボンリサイクル
- ⇒ **SDGs対応型施設園芸**を実現!



代表取締役の上野氏(左)と取締役の辻氏(右)

経営概要

平成30年8月法人設立

■ 経営規模

レモン8.6ha、その他柑橘0.3ha

■ 従業員

5名(3名は地元雇用者)

親会社の概要

■ 小川香料株式会社(東京都中央区)

■ 明治26年設立

■ 事業内容

香料及び関連商品の研究開発、製造販売

※平成29年から日本各地の生産者や自治体、企業と連携して国産の農林水産物の魅力を香りを通じて国内外に発信する取組“Sense Japan(センスジャパン)”を展開している。

① 農業参入の経緯

- ・ 県は、小川香料(株)からJA全農おおいたを通じてレモンを栽培できる場所がないか相談を受け、マリンレモンの生産地である佐伯市を紹介した。
- ・ 小川香料(株)の小川社長が候補地の視察をした際に紹介された佐伯市米水津色利浦地区は、樹園地が広がり樹園地再編構想もあることを市から聞き、また、昔は温州ミカンの産地であり柑橘栽培の実績があったことを知り、国産原料の確保とマリンレモンブランドの振興に貢献するため、佐伯市への参入を決め、平成30年8月に市と参入協定を締結した。
- ・ 平成30年に現地法人(小川香料おおいた佐伯農場株式会社)を設立し、小川香料(株)から出向してきた上野代表取締役と辻取締役、地元採用の若手2人、地元の区長も務めた方を農場長として採用し、栽培を開始した。

【マリンレモンとは】

- ・ 温暖な佐伯市で栽培されたレモン!
- ・ 肥料に魚粉やカキ殻等、海由来の有機物を使用!
- ・ 皮ごと調理に使える安心安全な国産レモン!

★フレッシュで爽やかな香りとまろやかな酸味が特徴



② 樹園地整備の経緯

- ・ 小川香料おおいた佐伯農場(株)が参入した地域は温州みかんの産地であったが、小川香料が参入する前は高齢化等で樹園地の耕作放棄地化が課題となっていた。
- ・ 平成29年8月に市と農地中間管理機構駐在員が中心となり樹園地の再編に向けた地権者へのアンケート調査を実施。アンケート調査の結果、「山林化させるよりも樹園地のままがいい」という地権者の意向が示されたことから、12月に地元説明会を実施した後、農地整備構想を策定し、基盤整備に取り組むこととなった。
- ・ アンケートでは、6割の地権者から貸出の意向があり、貸出先は、企業等でも構わないという意見も多かった。

③ 基盤整備の経緯

- 平成29年 市内色利浦地区の樹園地再編について地権者にアンケート調査を実施。
- 平成30年 小川香料(株)が農業参入を本格的に検討に入るとともに、市は、地元説明会や基盤整備事業の同意取得等を開始。
- 令和元年 市は地元説明会を開催。
- 令和2年 基盤整備(農地中間管理機構関連事業(経営体育成基盤整備事業)等)に着手した。
- 令和3年 1.2工区(2.1ha完成)1,086本のレモンを植栽。(苗:果樹経営支援対策事業を活用)
→令和4年10月 初収穫・初出荷。
- 令和4年 3・4・6工区(6.5ha完成)2,404本のレモンを植栽。



園地遠景

④ 活用した補助事業

樹園地の整備等に当たっては、県やJA全農おおいたからアドバイスを受け複数の補助事業を活用した。

- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業(経営体育成基盤整備事業)・・・区画整理、農業用排水、鳥獣害防止柵を整備。
- ・ 農地耕作条件改善事業(農業水利施設保全合理化事業)・・・農業用排水を整備。
- ・ 産地パワーアップ事業(活力あふれる園芸産地整備事業)・・・トラクター等農業用機械、園内灌水施設を整備。
- ・ 果樹経営支援対策事業・・・新植に必要な経費(苗木代、植栽費など)及び未収入期間を支援。
- ・ 企業等農業参入推進事業(県単)・・・国の補助金での導入が困難な軽トラック、フォークリフト等を購入。

⑤ 関係機関の取組

- ・ 県は企業の農業参入に対して農林水産部企業参入・支援室企業参入班(専任スタッフ4名)、と県地域振興局に企業参入担当(1名)を配置して支援体制を構築している。
- ・ 樹園地整備において、県は、全体調整を担当。農地の集積や地権者への同意取得は、佐伯市、農地中間管理機構駐在員等が中心となり、アンケート調査を実施した。
- ・ JAは、県と連携し、数千本規模となる苗木の準備やかいよう病の拡大を防ぐための防風樹等を準備した。
- ・ 園地の設計は、県南部地域振興局職員が担当した。
- ・ 小川香料おおいた佐伯農場(株)に対しては、県普及指導員、佐伯市、JAなど関係機関の担当者が週に1度圃場を訪れ苗や病害虫のチェックなど技術面のサポートや栽培技術に関する講習会を開催するなどバックアップした。



商品例(乾燥野菜)

経営概要

平成18年法人設立
平成21年農業参入

- 経営規模
約30ha
(参入当初80a→所有26.5ha・貸借3.5ha)
- 主品目
ごぼう(6~7ha)、馬鈴薯(6~7ha)、さつまいも(5ha)、大麦若葉(4ha)、ケール、ブロッコリー、ホウレンソウ、コマツナほか
- 従業員
約56名(うち外国人約10名)
- 協力農家(株)オキスに野菜を出荷する生産者)
約50戸

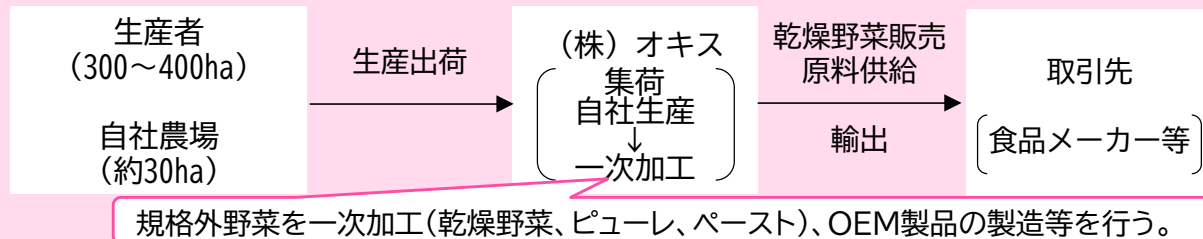
① 異業種(運送業)からの農業参入

- (株)オキスの前身となる(株)岡本産業(鹿屋市)は、本業(運送業)の傍ら、平成15年に鹿児島県産野菜を東京都内へ運び販売していたが、物流コストがかさみ端境期以外は全く売上げにならなかった。
- このため、(株)岡本産業は、物流コストの削減を念頭に、野菜の鮮度を保つこと、規格外の野菜も廃棄することなく使うこと、使いやすさと販路拡大が可能な商品を検討。その結果、乾燥野菜に加工して販売することを考え、平成18年に同社の農業部門として(株)オキスを設立。同年から乾燥野菜の製造・販売を開始した。
- 乾燥野菜の製造は、野菜を細かくカットして乾燥するため、規格外の野菜でも商品化できる利点がある。(株)オキスは、規格外の野菜も集荷するので、生産者にとっては、規格外の野菜を廃棄することなく出荷できることから生産者の所得向上にも貢献している。
- (株)オキスの設立から数年が経ち、乾燥野菜の生産量の増加に伴いトレーサビリティを徹底し、製造プロセスの透明性を高めるとともに、安心安全を理解していただけるよう平成21年に農業へ参入した。

② 農地の確保と栽培技術の習得

- (株)オキスが農業に参入した際は、親族の農地(農地80a)を借り入れて栽培を開始。これまで周囲の農家等から農地を買ってほしい、借りてほしい等の要望を受け、自ら申請書を作成し農業委員会等に許可申請を行い30haまで規模を拡大してきた。
- 規模拡大にあたっては、補助事業を活用した農業機械の導入により、植付から収穫までの機械化体系を確立するなどして経営面積の拡大を実現。補助事業の活用にあたっては、当初、国の機関である農政事務所(現県拠点)に相談して申請を行ってきたが、今では、県産業振興センター等から紹介があった補助事業等も参考にしながら自ら申請手続きを行っている。
- 今後、経営面積を拡大する場合は、自社からトラクターで30分以内(移動効率)、30a以上の面積(作業効率)及び獣害(猪・猿)が少ない農地を優先して貸借等を進めることで自社の農地の集約を図りたいと考えている。

③ 野菜の一次加工を行う原料供給者に特化した経営



(株)オキスによる乾燥野菜、パウダー加工の一例(ゴボウ)



- (株)オキスは、乾燥野菜などへの加工部門の技術は、ほぼ自社で開発。また、平成25年頃から鹿児島県大隅加工技術センターの指導を受けて、真空フライやスナックなどの製品への加工技術を習得することで製品の幅を広げてきた。
- 集荷等した野菜の多くは、一次加工(乾燥野菜、ピューレやペースト等)し、付加価値をつけて取引先(食品メーカー等)向けの原料として出荷している。(年間加工量:青果3,000~4,000t)さつまいもや大麦若葉、ブロッコリー、ゴボウなど多品目に及んでいる。
- (株)オキスが、生産者と取引先とを繋ぐ原料供給者(中間業者)としての立ち位置を重視した経営をするのは、自社で商品化まで行くと、類似商品の販売業者と競合するため。原料供給に特化することで競合を回避でき、取引の幅を広げている。

④ 加工品の輸出への取組

- (株)オキスは、平成24年から一次加工品の輸出にも取り組み、現在7か国(英国、上海、台湾、マレーシア、米国、シンガポール、インド)へ輸出している。また、令和5年度から自らインドで鹿児島フェアを開催し、自社で加工した柚子胡椒など現地にはないものが高評価を得ている。
- (株)オキスは、自社製品の安全性を高めることや品質の向上のために令和7年「FSSC22000ver6.0」(食品安全マネジメントシステムの国際的な認証)を取得し国内外の販路拡大に繋げている。

⑤ 経営規模拡大や販売額増加等に活用した補助事業

- 担い手確保・経営強化支援事業(農水省)・農業用機械(ポストハーベスター、トラクター等導入)
- 産地生産基盤パワーアップ事業(農水省)・農産物処理加工施設(殺菌・パウダー工場建設等)
- 活動火山周辺地域防災営農対策事業(農水省)・被覆施設(ビニールハウス40a)
- 鹿屋市畑地高度利用促進事業・面積拡大支援事業(鹿屋市)・畑灌水を開栓した畑で春夏作の後に秋冬作を栽培した場合に助成

中山間地域の7集落を束ねた広域法人の設立



法人設立総会

経営概要

令和3年法人設立

■ 経営規模

5.5ha(作業受託面積:50ha(令和6年度))

■ 主品目

水稻(1.9ha(うち酒米0.9ha))、飼料用米(1.2ha)、焼酎用かんしょ(1.1ha)、里芋(1.0ha) 冬どり玉ねぎ(0.4ha)

■ 構成集落 7集落

■ 構成員 役員10名、オペレータ:3名

■ 従業員

正社員2名(元地域おこし協力隊、地元住民)
※事務兼ドローンオペレータ

■ 設立経緯 佐賀市に夫婦で移住(39歳)

平成30年 発起人会立ち上げ

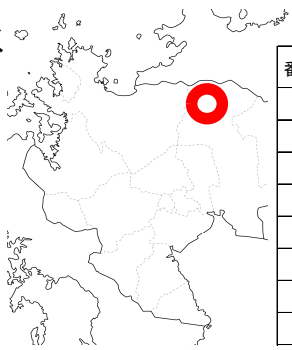
令和元年 世話人会発足、設立準備委員会設置

令和2年 外部講師による人口シミュレーション

令和3年 設立総会

① 7集落の概要

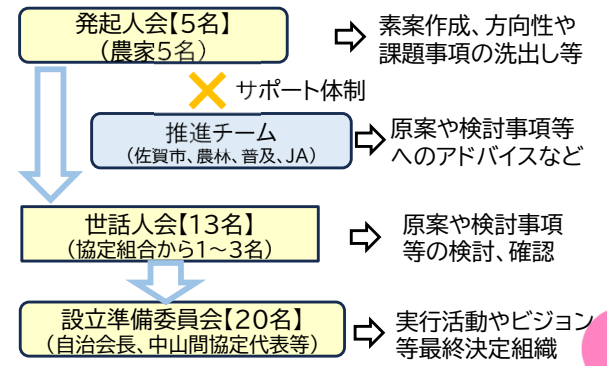
- 北山西部地区は、佐賀市の旧富士町の神水川流域にあり、福岡県と唐津市に隣接する地域。
- 標高300~400mの中山間地域で水稻を基本に冬どり玉ねぎ等を作付している。
- 7集落188戸の農家が、約290haの農地を耕作している。



番号	集落名	世帯数(戸)	人口(人)	農家戸数(戸)	田面積(ha)
1	中原	39	104	6	3.0
2	大野	7	21	2	7.7
3	栗並	40	128	24	43.9
4	大串	52	164	40	54.6
5	麻那古	55	132	35	60.8
6	上無津呂	74	175	53	83.0
7	下無津呂	55	135	28	36.6
計		322	859	188	289.6

② 広域法人設立のきっかけや関係機関の取組

- 平成30年夏から県や市に発起人会の有志5名が、地域の将来について相談したことがきっかけとなり広域組織の設立について話し合いを開始した。
- 市が中心となり関係機関と推進チームを結成し、発起人会・世話人会(7集落の代表で構成:40回開催)、設立準備委員会(計14回開催)と会合を重ねて地域の将来像を徹底的に議論し、今後の体制整備について検討した。
- 事業内容が農業だけでなく、林業や中山間直接支払交付金の事務作業を一元的に行うなど多岐に渡るため、法人の種別は株式会社を選択した。
- 県は、食と農の振興計画を定めて中山間地域の振興を目的に地区を指定。法人は、「佐賀県中山間チャレンジ事業」により新品種の作付け実証や専門家派遣等を実施した。
- 専門家派遣として、(一社)持続可能な地域社会総合研究所所長である藤山氏を招聘し、将来の人口分析や将来予測等を実施するとともに、今後の地域づくりの在り方について助言をいただいた。



③ これからの事業展開(北山神水川ファームの構想)

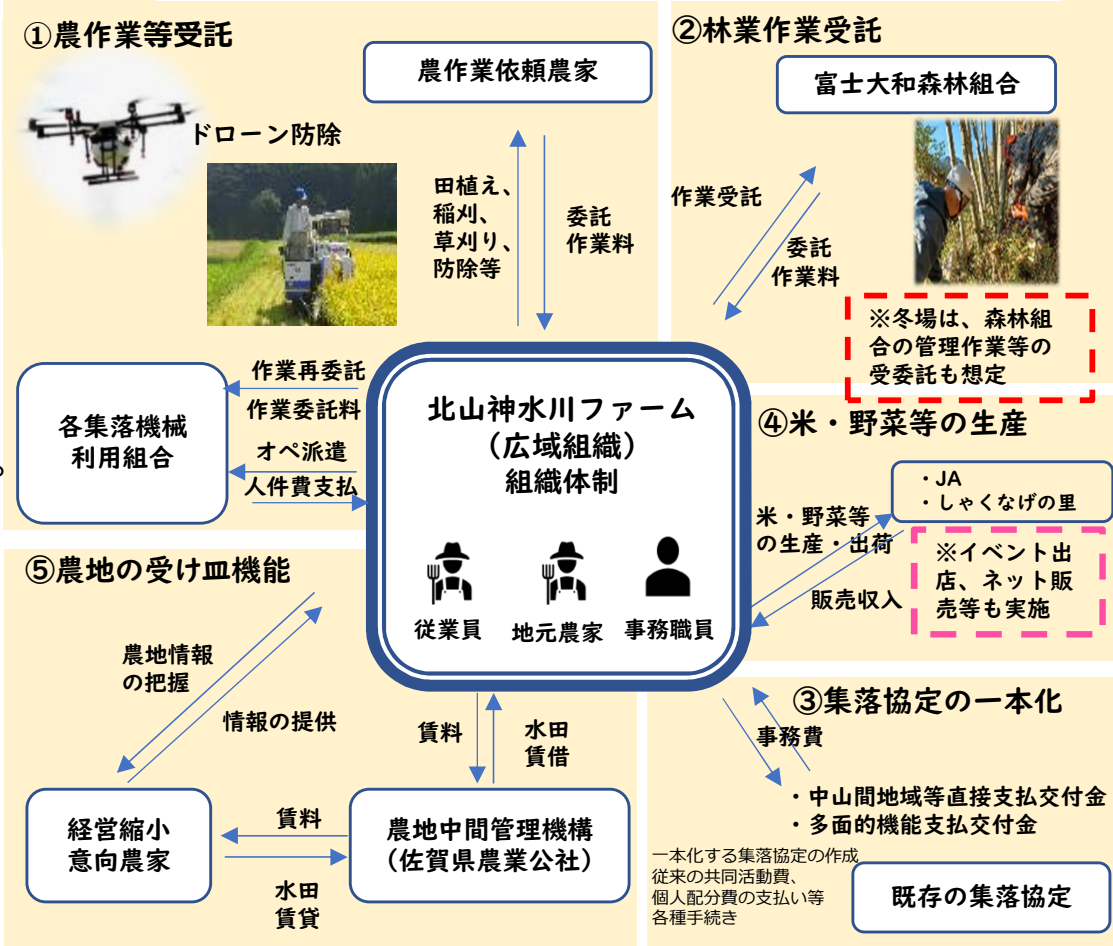
① 農作業等受託

- 米・麦・野菜・果樹
- (1)ドローンによる農薬、除草剤、追肥等の散布
(作業は3~4名体制で実施)
作業受託料:2,500円/10a
受託面積:令和3年度59ha
令和4年度以降毎年50ha
- (2)草刈り作業
(作業受託料:1800円/1h)
- ドローン免許取得により高齢化で困難な防除作業を法人が代行する。
- 基本的に作業する人数が限られているため農地の管理は“やれるうちは自分で”という方針。
- ドローンによる農作業等の受託以外は、各集落の機械利用組合が法人からの作業を受託している。

⑤ 農地の受け皿機能

- 地域の農地は、耕作する農地と山に返す農地を整理するため地域内の農地利用図を作成。
- 各集落と連携し、縮小農家の農地を農地バンク経由で利用権設定するなど地域の農地を管理している。

北山神水川ファームの構想5年目(令和6年度時点)

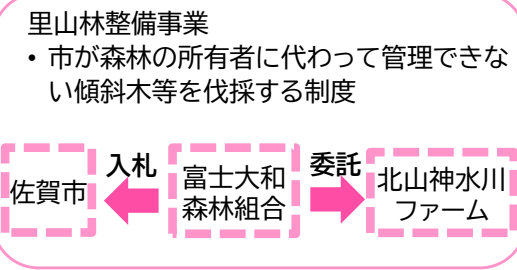


③ 集落協定の一本化

- 各集落で行っていた中山間直接支払交付金、多面的機能支払交付金の事務局を一元化し、地域の課題を共通で解消する仕組みを整備し、事務作業を一手に引き受ける。

② 林業作業受託

- 佐賀市の里山林整備事業の一環で森林組合と受託契約を結び、冬期の安定収入を確保している。



④ 米、野菜等の生産

- 県事業を活用し、園芸品目の試験栽培に挑戦し、高収益作物の栽培定着を図り、面積を拡充し収益を確保している。
- また、米の湛水直播栽培にも取り組み収益向上を図る。



④ 今後の方針と目指す姿

- 今後は、地域に根差した持続可能な農林業を次世代へつないでいくこと、地域の暮らしを支える会社になることを目標にしている。
- 法人を住民参加型RMOに育て、農業を営んでいない住民にも農業に関心を持ってもらい全住民で農地を維持していく考え。

地域の農地を守るために3つの農事組合法人が合併

経営概要

令和7年4月法人設立

■ 経営規模

農地面積50.1ha

■ 主品目(令和7年度)

水稻(28.2ha)、WCS(14.9ha)、麦類(24.1ha)、大豆(7ha、うち枝豆(2ha))、椎茸(4万駒)、杉苗4,000本、作業受託(水稻作業28ha)

■ 構成員(令和7年12月時点)

21名、オペレーター7名(専業5名、兼業2名)

■ これまでの経緯

平成18年:(農)こがらこ生産組合設立

平成23年:(農)荘グリーン設立

令和3年:(農)アグリストあじむ設立

令和7年:(農)アグリストあじむMIRAI設立



一部谷間に位置

宇佐市安心院町の農地は、標高100mの盆地を中心に300m以上までの中山間の谷あいであり、主に水稻が作付けされている。

① 3法人の合併への道のり

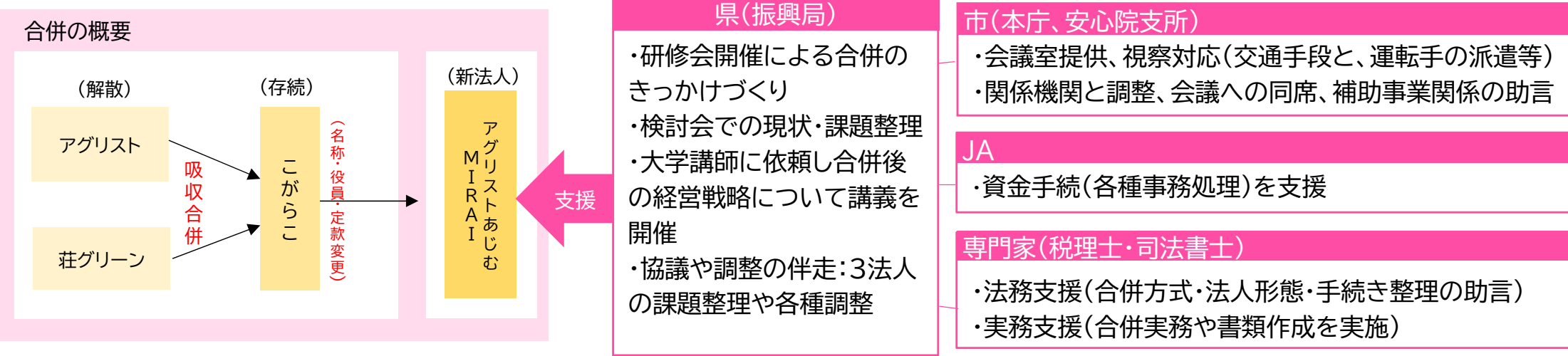
- 平成18年頃、宇佐市(旧安心院町)では米価格の低下と農業機械類の高騰の影響で、小規模な個人農家の経営が困難となっていたことから、「地域の農地は地域で守る」ことを目的に、複数の集落営農法人が設立された。
- それから約20年が経過し、次期担い手やオペレータの不足、組合員の高齢化等で解散や組織運営の先行きに不安を有する組織がでてきた。
- 3法人は、以下の経営上の課題を克服し、地域農業を守るために合併を選択した。

② 合併前の法人の経営概要等

名称	(農)こがらこ生産組合	(農)荘グリーン	(農)アグリストあじむ
経営の形態	オペレーター型 (構成員4名)	地域ぐるみ型 (構成員13名)	オペレーター型 (構成員4名)
品目、経営規模(令和6年)	水稻5.1ha、WCS3.4ha、麦3.2ha、枝豆0.1ha、椎茸4万駒	水稻3.6ha、WCS6.5ha、麦4.9ha、大豆3.8ha、枝豆0.4ha	水稻16.4ha、WCS9.3ha、麦16ha、大豆1.9ha、枝豆1ha
法人の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 他の法人とは車で15分ほど離れた中山間地域に位置。 3法人の中でも機械設備が充実、10数年前から他の2法人の作業を受託。 乾燥椎茸生産に取り組み経営の安定化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 盆地内の平坦地に位置。 オペレーターの高齢化に伴い、少ない人数で作業を効率化するため、湛水直播田植え機等を導入し、省力化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 盆地内の平坦地に位置。 設立以来、構成員の高齢化により年々受託面積が増加。
経営上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 組合員が設立時の6名から4名に減少し、作業は2名で実施。 農地の一部は、谷間に位置するなど地域内での規模拡大は困難な状況であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 構成員が高齢化等で年々減少。 作業は代表者1名で行うため、作業の負担が大きく、今後の活動に支障が出ていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 受託面積が年々増える中、オペレーターと機械整備が追い付かない状況となっていた。

③ 関係機関の取組

- 県は、集落営農法人が担い手やオペレーター不足、組合員の高齢化等を理由に解散や組織運営の先行きを心配していることから、令和5年8月に旧安心院町の集落営農法人を対象に、今後の経営ビジョンの描き方をテーマとした研修会を開催。後日、各法人を訪問し他法人との連携や合併に対する意向確認を行い、合併に前向きな意向を示した3法人を支援することとした。
- 県は、3法人の現状や課題の共有、合併の合意、運営方法の確認、合併手法(2つの法人が解散し、残る法人へ吸収合併した上で、名称、役員及び定款を変更)などの必要な手続きに対する支援と、大学講師による経営戦略のワークショップや現地視察を関係機関と連携し開催するなどして合併を支援した。
- 一方、3法人は、それぞれ合併に向けて各法人内部の調整(構成員への合併の理解等)を実施するなど、関係機関の取組と役割を分けて対応した。



④ 今後の展開について

- 新法人では、合併前から作業補助をしている法人代表の子息や地域の若手を後継者として育成していく方針とした。
- また、汎用コンバインや大型乾燥機を利用した収穫体制等の整備と、スマート農業の導入や、機械や管理作業の共同化により生産コスト削減と労働力軽減を図り、持続可能な経営を目指す。



左から取締役の坂本さん、代表取締役の上村さん、
取締役の松村さん、社員の久保さん

経営概要

令和7年2月法人設立

■ 経営規模

かぼちゃ春1ha,秋・冬2ha、
玉ねぎ0.5ha
葉菜類0.3ha

■ 従業員

4名(うち役員3名)



4人で共同生活を送る住宅兼事務所

① 耕作放棄地を開墾

- ・上村代表は、大学を卒業して農業法人に就職。その後、「売れる農業で地方の未来を耕す」をコンセプトに(株)扇会を令和7年2月に設立し、独立就農した。
- ・設立前年の12月末には雲仙市を通じて空き家を買ってリフォームを進め年明けから耕作放棄地を開墾し始めた。(初年度1.5haを開墾→3年後20haを目指している。)



耕作放棄地
の再生



② かぼちゃの栽培を選んだ理由と販売戦略

- ・かぼちゃは、有機栽培で作りやすい野菜である反面、重量野菜であり、収穫や運搬の負担が大きいことから敬遠されがちだが、需要が高まる2~7月に国産かぼちゃが供給不足となる時期があり有利販売に取り組めることを考慮して選択した(年2期作)。
- ・「作ってから売る」ではなく、市場ニーズを徹底調査し、作付け計画を策定して栽培に取り組む。
- ・生産したかぼちゃをブランド化し、県の紹介によって台湾・マレーシアへ輸出(初年度500kg出荷)も果たしている。
- ・前職(商社)での経験を生かし、独自の販売ルートを構築するなど販路を多様化してリスクを分散している。



自社ブランド「扇の栗香」

③ 雲仙市を就農先に選んだ理由

- ・島原半島は、温暖で、土壌もアルカリ性が強くかぼちゃの栽培に向いており、かつ、北海道産よりも早期出荷が可能であったこと
- ・島原半島の市町村で農業支援を比較した結果、雲仙市における新規就農対策や耕作放棄地再生事業等が準備されていたこと
- ・移住を計画していた地域にかぼちゃ農家があり、栽培技術を身近に学べる環境に魅力を感じたことなどから同市での就農を決断した。

“光り輝く「雲仙力」アップ事業のうち耕作放棄地再生事業”

- 対象となる農地
・「耕作放棄地台帳」に登録されている農地で5a(アール)以上を再生
- 補助対象経費
・農地の整地に必要な費用(機械の借上げ料、請負作業費)
・初回作付に必要な資材費種子・苗肥料マルチ、支柱など
- 補助率(限度額補助率):事業費の1/2以内(10aあたり150,000円)

④ 関係機関の取組

- ・市、県振興局、JA、農業委員会がチームを作って相談対応に取り組み、研修先を探す場合はJA等が対応、栽培計画を作る場合には県の普及員が対応、農地の斡旋等の話は農業委員会の対応とするなど新規就農者を支援している。
- ・また、市は、補助金を利用して機械導入や改植を実施するなど補助金の事業計画の作成等についても支援した。
- ・住居については、空き家バンクを活用し、紹介してもらった家を市の補助金も活用して自らリフォーム。住居兼事務所として活用した。
- ・市やJAは、営農継続のために部会や青年部等に参加することを推奨し、地域や同世代との交流によって定着を促進している。
- ・市は、就農後5年間、半年毎に面談をして県の普及員や技術者等も参加して営農状況を確認するなどフォローアップを実施している。



空家のリフォーム

⑤ 今後の目標

- ・今後、農地の規模拡大により最大4人程度の雇用を見込んでいる。
- ・雲仙市・長崎大学と連携し、インターン交流を通じた次世代農業人材の育成にも力を入れている。
- ・栽培面においても、鹿児島大学と連携し、コンパニオンプランツを用いた栽培手法を導入するなど、化学肥料農薬の使用を削減するなど環境負荷を抑えつつ有機栽培を目指した栽培体制の構築を目指すとしている。
- ・近くに小浜温泉もあり、旅館を購入し、観光と農業の連携による地域の活性化につなげたいと計画している。

◆コンパニオンプランツの仕組み

とうもろこし・いんげん・かぼちゃの3種を組み合わせた栽培方法で北米先住民が実践していた伝統的な混植農法。いんげんが窒素を供給、かぼちゃが地表を覆って雑草を抑えるなど非常にサステイナブルな栽培方法。



親子2代で農業師匠(写真中・右)

① 農業師匠制度とは

- 阿蘇地域で就農を希望する者に対して後進育成に意欲があり、農業技術・知識を指導する先進農家を「農業師匠」と位置付け、阿蘇管内7市町村からの推薦により認定、リスト化。就農希望者からの相談を元に運営事務局(JA阿蘇)が農業師匠と研修生をマッチングし、体験研修や面接の後、2年間の栽培技術指導や就農に必要な手続きなどをサポートする制度。(平成28年度創設)

取組み内容

- 事務局に専属の新規就農マネージャーを設置、農業研修等に係る相談対応
- 農業師匠のリスト化、研修生と農業師匠とのマッチング
- 研修生への就農準備資金に係る手続き支援
- 農業師匠制度のPR活動(HP運用、研修生募集Fライ、就農相談会出席)



PRパンフレット

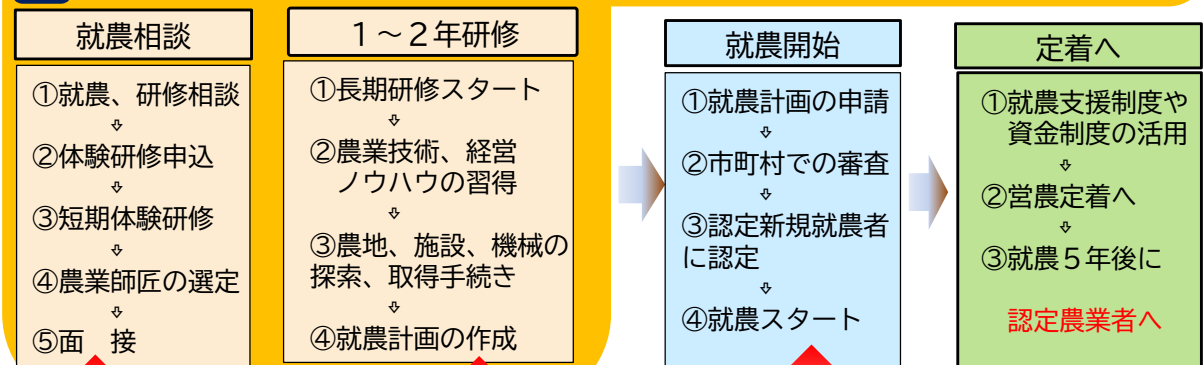


就農相談会への出席

運営概要

- 事務局:熊本県 県北広域本部 阿蘇地域振興局 農業普及・振興課内
- 運営事務局:JA阿蘇 営農部 営農企画課 (新規就農相談窓口)
- 関連機関:阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、畜産・園芸・米・麦・大豆等各生産部会等

※阿蘇地域農業振興協議会は、行政・農業団体・関係機関が相互に連携して構成される組織



就農相談対応

農業師匠(受入農家)の選定
マッチング支援

現地巡回指導

就農手続き等のサポート
就農計画書の作成支援

現地巡回指導

資金計画書の作成支援
研修会(ニューファーマーズセミナー)開催

熊本県阿蘇地域振興局 農業普及・振興課

相互に連携

JA阿蘇

阿蘇管内7市町村ほか



阿蘇地域の主力野菜
アスパラガス 夏秋トマト

② 制度創設のきっかけ

- 阿蘇地域は、夏秋トマト、アスパラガスの主要産地。地域では、産地維持を目的として、平成15年頃から阿蘇市の農家(2名)がボランティアで新規就農希望者の受入れ(栽培技術の研修等)を行っており、新規就農の育成・定着に役立っていたため、県(振興局)は、この取組を阿蘇地域全体の取組とするために「農業師匠制度」と命名し、協議会を組織し、展開してきた。
- 平成28年度の制度創設時には、内閣府・地方創生加速化交付金を活用。現在は、管内各市町村の負担金により運営している。

③ 関係機関等の取組と農業師匠の登録状況

関係機関等	制度運営における関係機関等の取組内容
県(振興局)	協議会の事務局。制度の企画、相談対応、農業師匠のリスト化(管理)、巡回指導。
JA阿蘇	運営(事務局)。制度PR、相談窓口、巡回指導、新規就農マネージャー(専属)配置、農業師匠と研修生マッチング等。
市町村	運営費負担、研修生確保(就農相談会対応)、情報共有、研修前説明会同席(就農担当)、住居支援(定住対策)。
関係団体	研修希望者の紹介等。
農業師匠	農業技術・知識伝授、就農者の農地等の確保への支援等。

農業師匠の登録状況(単位:人)

	野菜	花き	畜産	水稻等	合計
阿蘇市	8	1	7	3	19
南小国町	2		1	1	4
小国町	1				1
産山村	5		1		6
高森町	4	3	2	2	11
南阿蘇村	16	2		2	20
西原村	3		2		5
合計	39	6	13	8	66

(令和7年11月現在)

④ 取組の効果

- 制度創設以降、農業師匠に学んだ卒業生57名のうち56名が営農を継続している。
- 農業師匠のネットワークを活かした交渉・仲介により新規就農者の農地等の確保が円滑に行われている。
- JA部会の販売額上位者を卒業生から輩出するなど担い手の育成に貢献している。
- 阿蘇地域の取組を参考に、他地域でも新規就農者の支援に活かされるなど、取組が波及している。

⑤ 今後の展望

- 農業師匠を計画的に育成していくため、JA部会の販売額上位の卒業生を農業師匠に登録するなど、新規就農者と農業師匠の年齢層の平準化を図る。
- 研修生を育成する仕組みは整いつつあるため、研修生の安定的な確保に向け、呼び込む仕組みづくりを確立する。

既存事業を活用した新規就農者の育成



新規就農希望者の指導をする鋤守氏(左)

経営概要

■ 経営規模

果樹(温州、デコポン、ネーブル)4ha、
水稲1.8ha、いちご(施設)0.4ha

■ 従業員

5名(雇用就農事業1名、パート4名)



新規就農希望者の指導をする鋤守氏(左)

① 新規就農者の育成にかかわるきっかけ

- 鋤守氏は、大学を卒業後、親元就農し、その後、経営を継承。約20年前から県立農業大学校や、出身大学の就業体験等の受入れを積極的に行ってきた。
- 鋤守氏が新規就農者の受入(育成)に積極的に取り組む理由は、地域住民の高齢化に伴い、10年後20年後を見据えたときに、耕作放棄地の増加、地域活動(草刈り、水路管理)には既存の住民だけでは対応が困難になることを危惧し、地域に新しい仲間を増やすことが必要と考えたことによるもの。
- 自らの経験(4Hクラブ、JA役員、消防団等)で得た地域の繋がりを活かして、地域内の繋役(ハブ)となり、令和2年頃から個人で新規就農希望者の受け入れに取り組み、これまでに2人の就農を支援。令和6年8月からは新たに市内で就農を希望する移住者2名(夫婦)の支援にも取り組んでいる。

② これまでに支援した新規就農者(2名)の実績等

○雇用就農資金、経営開始資金を活用した新規就農者の育成

- 1人目は、令和2年頃に鋤守氏の同級生A氏を農の雇用事業(現:雇用就農資金)を活用して雇用し、いちご栽培の研修を行い就農まで支援した。指導に当たっては、栽培技術だけでなく、県・市・JA・農地バンクとの連携による営農に必要な情報収集の仕方や年間作業計画から逆算した補助事業の活用方法を2年の研修期間中に指導した。
- その後、A氏は、経営開始資金を活用し就農。現在も営農を継続している。

研修:雇用就農資金
(2年活用)



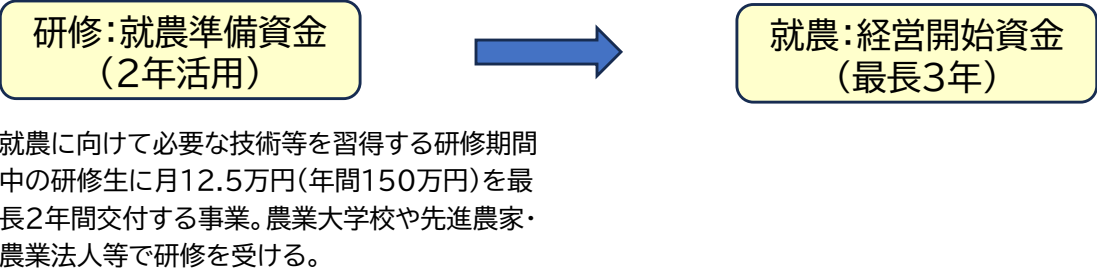
就農:経営開始資金
(最長3年)

新規就農希望者を雇用する事業主に対して
月額5万円(年間最大60万円)を
最長4年間助成する事業

次世代を担う農業者となることを目指し、新たに
経営を開始する者に月12.5万円(年間150万
円)を最長3年間交付する事業

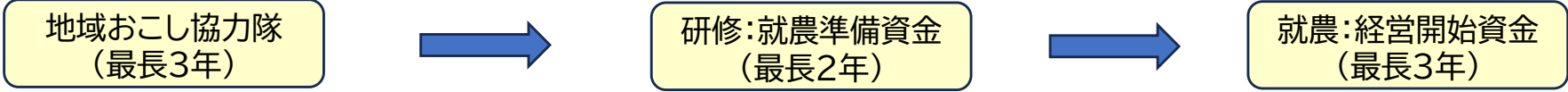
○就農準備資金、経営開始資金を活用した新規就農者の育成

- 2人目は、家族で宇土市に移住し市内の企業に勤めていたB氏。令和5年に同社が宇土市から撤退したため、移住当初から面識のあった鋤守氏が研修生として受け入れ(B氏は就農準備資金を活用)、柑橘栽培の研修を行い就農まで導いた。
- その後B氏は、経営開始資金を活用し就農。現在も営農を継続している。



③ 現在の取組と今後の構想

- 鋤守氏は、これまでの2名の就農にかかわった経験をもとに就農に向けた研修のための農地確保と耕作放棄地の解消に併せて取り組める方法について模索。令和5年12月に市、県(振興局)と相談する中で地域おこし協力隊(協力隊)を取り入れた新規就農の取組を提案した。
- これを受けて、市では、耕作放棄地解消や、市内での就農に向けての準備業務を活動内容として隊員を募集し、令和6年8月にC氏を任用した。
- 鋤守氏は現在、C氏(協力隊期間:令和6年8月~3年以内)とその配偶者(鋤守氏が雇用就農資金を活用して雇用中)の就農に向けた支援に取り組んでいる。
- 鋤守氏は、C氏に対して営農に関する知識のほかに、地域おこし協力隊の期間中からJA青壮年部との交流や地元の会合に積極的に参加させるなど、早い段階から地域へ馴染ませることで円滑な就農に繋がるよう配慮している。
- C氏は、協力隊の任用中に耕作放棄地解消(整備)に取り組み、任用後は、整備した農地を活用して鋤守氏から研修を受け就農に向けた取組を進めていくこととしている。
- 鋤守氏は、今後の新規就農者育成の構想として、市やJA等と協力して協力隊の任用後に就農準備資金、経営開始資金を活用するケースを新規就農のモデルケースにしていきたいと考えている。



JA×行政機関×地域農業者が一体的に新規就農者を支援



山鹿市就農関連HP

農業支援プロジェクトパンフレット

運営概要

- 平成21年12月
- 構成組織: 市、農業委員会、県振興局、JA等
- 活動内容: 担い手及び新規就農者の育成・確保や農地の集積・集約化の推進

関連組織の概要

- JA鹿本地域担い手育成センター(山鹿市)
- 平成30年7月設立
- 活動内容 新規就農者の育成
- これまでの経緯

平成30年: 新規就農者の育成施設として「JA鹿本地域担い手育成センター」を設立

令和4年: 市が事務局となり担い手育成総合支援協議会の体制を強化し、新規就農支援を充実

令和5年: 協議会活動を本格化し、圃場巡回や経営分析で支援強化

① 取組のきっかけ

- ・山鹿市の基幹的農業従事者は、平成17年から令和2年までの15年間で40%減少し、耕地面積についても15年間で330ha(4.6%)が減少していた。
- ・農業者の高齢化も顕著で令和2年には65歳以上の割合が70%を超えるなど担い手の確保が待ったなしの状況であった。

② 新規就農者支援の体制を整備

- ・平成30年にJAが鹿本地域担い手育成センターを設立。令和4年に新規就農者獲得のため協議会の活動に新規就農者支援を追加し、新規就農者育成に取り組むJA鹿本担い手育成センターを核とした協議会の支援体制を強化した。
- ・更に、令和5年から約3年間で視察・研修・協議・交流等を合計112回開催するとともに、SNSを活用し構成組織間での情報のタイムラグを最小化するなど現場課題の早期発見に取り組んでいる。

③ 相談から研修までの見極めを強化

- ・新規就農の相談対応にあたっては、「想像していた農業と現実とは違った。」等の理由により就農を諦める者を減らすため、相談会や体験、見学、バスツアー、面談を実施するなど、就農の適性を十分判断してから研修を行っている。
- ・特に、夏季(7~9月)のハウス内が高温となることもあり、作業を継続していけるかといった確認や家族の理解、資金計画の現実性等について確認し、最終判断することを徹底している。
- ・研修は原則1年間、必要に応じて2年目も準備し、研修生の意向に対応している。
- ・スイカ、ミニトマト、ナスを中心に準備~定植~収穫までを経験することによって就農後の季節サイクルの理解に取り組む。
- ・就農準備として圃場・施設の選定、住居探しなども研修と並行して進めるよう支援している。

④ 関係機関の取組

- ・ 就農相談は、主に市が担当し、相談内容をよく聞き取った上で希望をとりまとめ、関係機関に連絡する体制をとっている。
- ・ 農地の斡旋は、市が以前から10年後、20年後の農地の利用等について地権者へのアンケートを実施。JAは、実施したアンケートに基づき、空き圃場のマッピングを行うなど、就農者の希望に添える農地の紹介ができるよう配慮している。
- ・ 他にも、住宅は、農地の近くの物件を紹介。施設は、中古物件を紹介するなど、関係機関が、新規就農者の初期投資を抑えるための取組を実施している。

⑤ ”研修メンター制度“(JA鹿本地域担い手育成センターの取組)

- ・ 山鹿市担い手育成総合支援協議会と協力して、新規就農対策に取り組むJA鹿本地域担い手育成センターでは、就農後の環境によって卒業生の所得格差が拡大、このままでは離農者が出る可能性があると考え、就農者を継続的に支える新たな制度を考案した。
- ・ センターの卒業生(先輩農家)が研修生の相談役として、研修生各個人をフォローアップする「研修メンター制度」を創設。同じ境遇を経験したものだからこそわかる悩みに対応している。
- ・ 年齢の近い者を先輩農家として配置することで気兼ねなく相談ができる体制をとっている。
- ・ 研修メンター制度では、先輩農家に無償で支援してもらう範囲を“日常的な相談相手”にとどめて負担をかけないようにしている。
- ・ こうした支援により、担い手育成センター卒業生28名(令和6年度まで)の離農者ゼロ、所得目標(250万円)達成率は、令和4年4%(21名中1名)から令和6年は約42%(28名中12名)に増加した。

山鹿市農業所得の定義 = 収入 - 経費 - 雑所得(補助金等) + 減価償却費 + 専従者給与 + 青色申告控除

⑥ 研修メンター制度活用の声

○先輩農家(3年目)の声

- ・ メンター制度によって後輩農家の日頃の悩み等を聞いていると、気づくこともありお互いに励ましあいながら営農が継続出来ている。
- ・ それだけではなく、本制度が奥様側にも自然と浸透しており、子育ての悩み等の解決を相談しあうなど、円満な家族関係を築くことが出来ている。

○後輩農家(1年目)の声

- ・ メンター制度のおかげで、日頃から“ひとりではない”と感じられることで頑張ろうと思える。
- ・ 部会で横のつながりはあるが、年齢差で相談しにくいこともあるので、年齢の近い仲間がいると心強い。
- ・ 担い手育成センターの方々を始め、研修後にも気にかけてくれるのは非常にありがたい。



研修の様子



佐賀県農地中間管理機構
(公益社団法人佐賀県農業公社)

※令和8年7月移転予定先の事務所写真

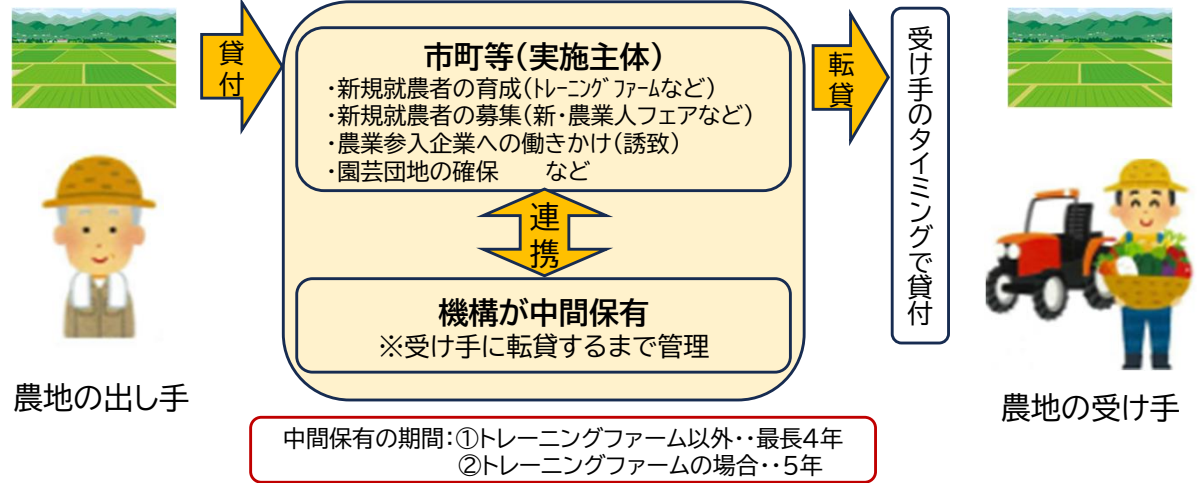
経営概要

- 昭和46年設立
- 平成26年農地中間管理機構の指定
- 役職員
 - 役員1人(うち常勤役員1名)
 - 職員22人(うち常勤22名)
- 実績(R7):借入 16,647筆 3,524ha
貸付 16,748筆 3,552ha

① 機構の中間保有機能を活かした取組を開始

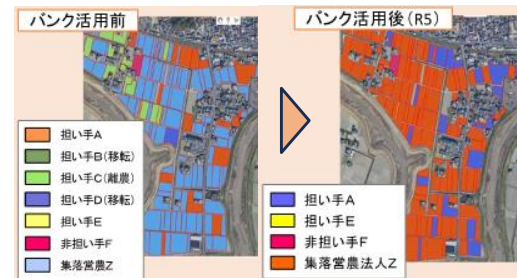
- ・ 佐賀県農地中間管理機構(以下、「機構」という。)が行う中間保有の取組については、他県の取組を参考にしながら、多様な地域の担い手を確保することを目的として、令和元年に開始した。

○中間保有の取組



② 大町町での豪雨災害が発生

- ・ 令和元年の豪雨により大町町で田が冠水し、周辺の工場からの油の流入被害が発生したことを受け、町と機構が連携し、被災農地の荒廃を防ぐため、機構の借受(中間保有)による保全管理を提案した。また、将来の農地集約に向け賃料の統一も併せて提案した。
- ・ 地権者と耕作者の合意を得て、機構が被災農地を借り受け(中間保有)、油の分解・除去を進めつつ、営農再開に合わせて耕作者への転貸を実施した。

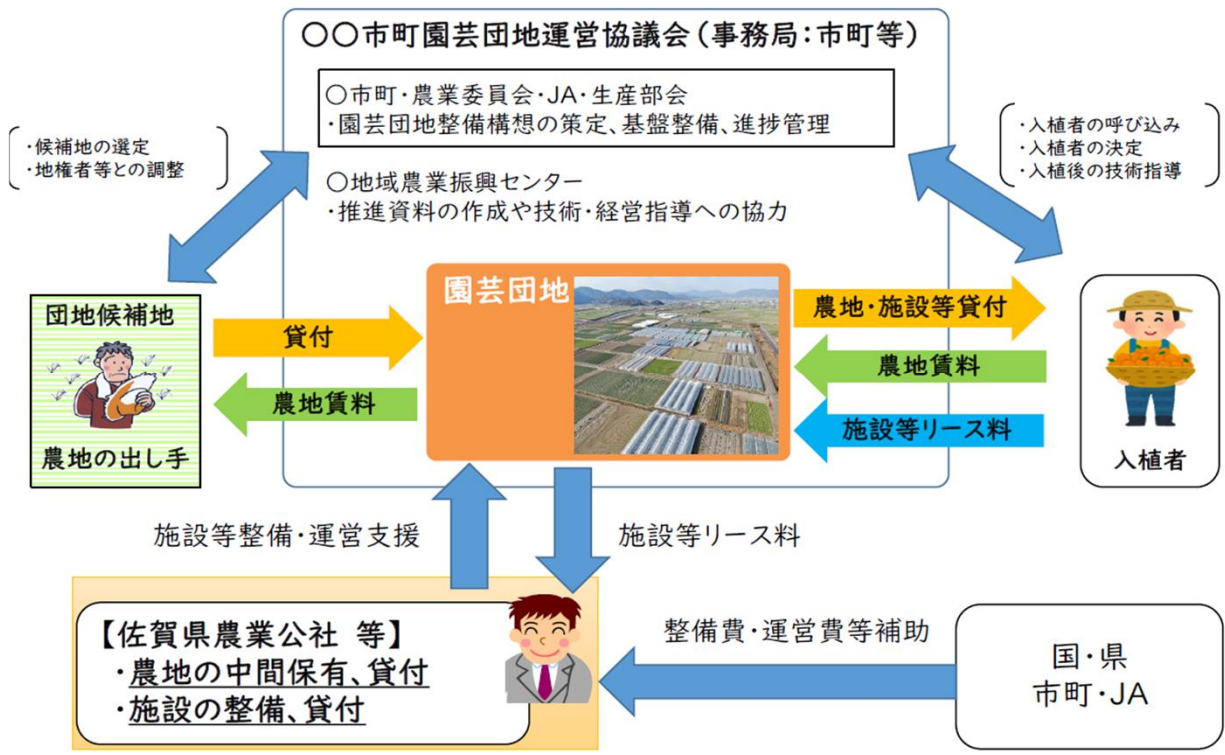


大町町福母地区の農地集約化

農地バンク活用面積	借入面積	42ha
	転貸面積	42ha
地区内農地面積	44ha	
集積面積・集積率	42ha(95.5%)	42ha(95.5%)
平均経営面積	7ha/経営体	14ha/経営体
平均団地面積	1.3ha/団地	1.5ha/団地

③ 機構とさが園芸888運動との連携

- 県は、令和元年度から「さが園芸888運動」を展開。稼ぐ農業を実践している園芸農家(経営体)を増やし、それを旨として新たな担い手が確保されるような好循環の創出と園芸農業の産出額を888億円にすることを旨とし、機構による貸借・売買により取得した農用地等で就農希望者や規模拡大者等が入植して営農を行う「園芸団地」の整備を推進してきた。
- 県は、「さが園芸888運動園芸団地構想」の策定に取り組む市町の新規就農者等確保の取組を推進。「園芸団地構想」は、市町の農政担当が中心となり運営協議会を設立し、関係機関の役割を定め、園芸品目を核とした産地の目指す姿(地域農業の発展)を描いたもの。
- 県は、市町の農政担当だけでなく移住担当等と連携し、入植者の確保に向けた取組を実践。各地区の就農セミナーや移住相談会(さが暮らしセミナー等)を通じ、就農・移住を検討する人たちへの情報提供を強化している。
- 機構は、令和3年度から「園芸団地の整備・運営等に関する事業」を開始。事業規程に基づき実施する園芸団地の施設整備・運営等の業務方法書を定め、さが園芸888運動と連携して園芸団地の整備を推進している。
- 機構は、県、市町と連動して、将来の担い手向けの優良農地を事前に確保。中間保有し、就農時期に合わせて転貸する仕組みを構築。研修・営農支援と農地確保・貸付が一体化し、呼び込みから就農・定着まで切れ目なく支援するとともに、既存担い手の規模拡大にも対応できる体制を強化している。
- 機構は、中間保有の条件として、市町が新規就農者等の担い手の育成や地域農業の明確な方針を示していること、荒廃しないよう年3回程度の耕起や草刈りなどを行うことを条件としている。



園芸団地の中間保有の例

- 武雄市朝日地区**
- 令和6年度入植者への貸付
 - ①出し手:10名
 - ②中間保有期間:令和4年11月から5年間
 - ③賃料:9,760円/10a
 - ④筆数(面積):14筆(25,580㎡)
 - ①入植者:3名
 - ②令和7年2月から14年間
 - ③賃料:50,000円/10a
 - ※入植者決定後、一旦合意解約し、市における施設園芸利用の場合の賃料相場を基準に再契約。
 - ④作物(面積):きゅうり(14,805㎡)
 - ※令和5年度1名に0.5ha貸付



園芸団地の整備・運営に向けた体制整備イメージ

スタンバイ農地事業による新規就農者支援



宮崎県農地中間管理機構
(公益社団法人宮崎県農業振興公社)

経営概要

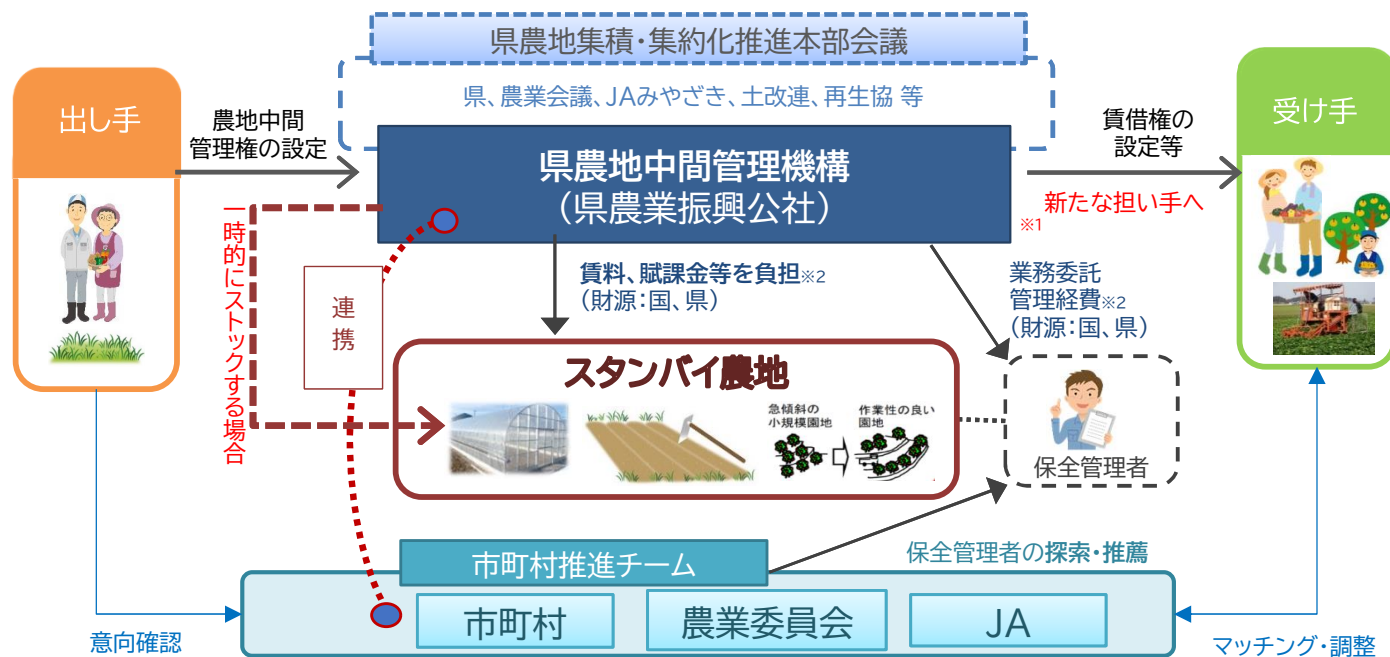
- 昭和35年設立
- 平成26年に農地中間管理機構の指定
- 役職員
 役員13人(うち常勤役員2名、監事2名)
 職員55人(うち嘱託35名、臨時3名)
 うち農地中間管理事業担当 34名
- 実績(R7):借入24,145筆 3,138ha
 貸付26,881筆 3,554ha

① 制度創設のきっかけ

- 平成29年度、宮崎県と宮崎県農地中間管理機構(以下、「機構」という。)は、農地中間管理事業の活用促進のために他県の取組事例を収集し、担い手(新規就農)対策について検討を開始した。
- その際、大分県の農地中間管理事業と国の借受農地管理等事業(補助事業)を組み合わせ、てネギ団地を形成した取組を参考にスタンバイ農地事業を創設した。

② スタンバイ農地事業とは

宮崎県農地スタンバイ事業の仕組み



※1 新たな担い手=新規就農者、経営開始5年以内の認定農業者など(地域計画で農業を担う者として位置づけ又は見込みがあること)
 ※2補足✓期間は中間管理権を取得して2年以内。
 ✓借賃等は地域の情勢を踏まえて、所有者と協議の上、決定。
 ✓ハウス、樹木などの地上部は所有者等が管理。

- ・ 機構は、将来の地域農業を支える新規就農者等(以下、「新たな担い手」という。)が、営農を希望する就農予定の農用地について、市町村、農業委員会及びJA等の関係機関で組織する農地中間管理事業市町村推進チーム(以下、「市町村チーム」という。)と連携して準備し、あらかじめ中間保有(最長2年間)する。
- ・ 中間保有期間中の農地の管理は、市町村が選定した第三者(保全管理者)に対して機構が管理を委託する。
- ・ 機構は、保全管理した農地を新たな担い手が就農するタイミングで転貸することにより、新たな担い手の円滑かつ速やかな営農活動の開始を支援するもの。

○スタンバイ農地の要件

- ・ 市町村チームにより、機構が新たな担い手のために中間保有することが適当と認めた農用地等
- ・ 機構が、農地中間管理権を取得してから2年以内に新たな担い手に貸し付けることが確実と認められる農用地等
- ・ 機構が、農地中間管理権を取得してから新たな担い手へ貸し付けるまでの期間、スタンバイ農地を保全管理する体制が整っている農用地等
- ・ 「(公社)宮崎県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程」第3条で規定する農地中間管理権を取得する農用地等の基準を満たす農用地等

③ 取組の効果と展望

- ・ スタンバイ農地事業は、新たな担い手となる者が、関係機関と「覚書」を締結した上で実施されるため、円滑な農地確保と貸付(営農開始)に繋がっている。
- ・ 機構が、新たな担い手に貸し付けるまで中間保有するので、新たな担い手は技術習得に集中できることから就農時の農地確保の負担軽減に役立っている(令和元年度の事業開始から6件(2つの法人、4名の個人)、約7haの農地を受け手に転貸)。
- ・ 今後の展望としては、宮崎県内における新たな担い手(特に施設園芸)の農地確保を支援し、新たな担い手の増加を図る。

④ 関係機関等の取組

関係機関等	制度運営における関係機関等の取組内容
機構(甲)	対象農地の中間保有。中間保有期間中の賃料、賦課金、水利費等の負担。保全管理者への業務委託。
市町村(乙)	丙、丁とのマッチング。丁の営農活動のために必要な協力。甲、丙、農業委員会との賃料調整。甲、丙、農業委員会、土地改良区等と賦課金や水利費等の調整。保全管理者の選定。
農地の所有者(丙)	所有地の地上部物件(ハウス、果樹等)の保全管理。賦課金や水利費等の負担(甲が負担する場合を除く)。
新たな担い手(丁)	甲の中間保有期間中に資金調達(補助金申請や制度資金借受準備等を含む)、労働力確保、生産技術習得などの経営開始に必要な準備。